

登録維持料未納者取扱要綱

JWWA-H206

第5版：2022年3月9日改正

公益社団法人 日本水道協会 品質認証業務

改正履歴

項目	版番号	頁	年月日	作成者 認証課	審査 認証課長	承認 管理責任者	主な改正事項
制定	0-0	全	H19. 3. 14	五味	青木	久保田	制定
改正	0-1	全	H22. 10. 7	五味	仙波	久保田	未納者による支払い 期限の見直し
改正	0-2	3	H23. 3. 6	五味	仙波	久保田	文言の修正
改正	0-3	1, 3	H25. 2. 27	清水	仙波	久保田	公益社団法人への移 行に伴う変更
改正	0-4	4	H27. 1. 16	中込	仙波	加藤	審査委員会での取消 扱いの変更、経過処 置の削除
改正	5	3	2022. 3. 9	對馬	近藤	平本	理由書の提出期限の 見直し

1 目的

この要綱は、本協会が設定した期限を経過しても登録維持料を納入していない認証取得者(以下、「登録維持料未納者」という。)の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 登録維持料の督促

品質認証センター(以下、「センター」という。)は、登録維持料未納者に対して当該認証登録品の認証登録証に記載している登録有効期限の日(以下、「契約期間満了の日」という。)を納入期限として督促する。

3 認証登録の取消し

3.1 センターは、登録維持料未納者が契約期間満了の日を経過しても登録維持料を納入しない場合、認証登録を取り消すことができる。

ただし、センターは、登録維持料未納者から支払い予定日が記載された登録維持料未納の理由書(以下、「理由書」という。)が提出された場合、取消しを保留し、登録維持料が納入されるまでの間、当該認証登録品について次の各号のとおり取扱うことができる。

なお、理由書は、契約期間満了の日の7日前までに提出することとし、支払い予定日は、契約期間満了の日から2か月までとする。

(1) 自社検査方式の場合

ア 認証登録証を発行しない。

イ 製品を認証品として出荷することを停止させる。

(2) 抜取検査方式の場合

ア 認証登録証を発行しない。

イ 抜取検査による品質確認を実施しない。

3.2 センターは、センター長が理由書が妥当でないと判断した場合、その理由を付して登録維持料未納者に通知し、認証登録を取り消すことができる。

3.3 センターは、登録維持料未納者が理由書の支払い予定日までに登録維持料を納入しない場合、認証登録を取消すことができる。

4 この要綱による認証登録の取消しは、判定委員会で決定し認証審査委員会に報告する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成20年度分の登録維持料から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、2022 年 4 月 1 日から施行する。